



税金

特別区民税・都民税の申告

☎ 課税第一係・二係

TEL03-5662-1008・1009

1月1日に、区内に住所があり、前年中(1月1日～12月31日)に所得があった方や、区内に住所はないが、区内に事業所・事務所・家屋がある方には、税の申告義務があります。申告期限は毎年3月15日(土曜日は翌開庁日)です。

詳しくは区HPまたは☎へ。



税の納付

☎ 区民課・小松川事務所管内
→納税第一係

…………… TEL03-5662-1013

小岩・東部・鹿骨事務所管内
→納税第二係

…………… TEL03-5662-6354

葛西事務所管内→納税第三係

…………… TEL03-5662-6361

以下の税について、各納期限(土曜日は翌開庁日)までに納付してください。期限までの納付が難しい方は☎へご連絡ください。

特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収)

個人で納付する方は、毎年6・8・10月末と翌年1月末の4回が納



期限です。詳しくは区HPまたは☎へ。

特別区民税・都民税・森林環境税(特別徴収)

お勤めの方は、毎月の給料から差し引かれ、会社が翌月10日までに納入します。詳しくは区HPまたは☎へ。



軽自動車税

4月1日に、区内に定置場のある原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車をお持ちの方に課税されます。納期限は5月末(土曜日は翌開庁日)です。詳しくは区HPまたは☎へ。



普通徴収・軽自動車税の納付方法

☎ 収納推進係

…………… TEL03-5662-6345

口座振替(普通徴収のみ)

納期限日に金融機関の口座から自動で振替します。インターネットで今すぐに申し込み手続きができます。一度お申し込みいただければその後の手続きは不要です。



キャッシュレス納付

スマートフォンアプリを利用して、電子マネー・インターネットバンキング・クレジットカードに

より納付できます。

コンビニエンスストアでの納付

全国の主要なコンビニエンスストアにて現金で納付できます。1枚の金額が30万円を超える納付書は利用できません。

金融機関、区窓口での納付

金融機関、区役所納税課・区民課、各事務所(P6参照)の窓口で納付できます。

税の証明

● 証明書の発行場所について

☎ 区民課・各事務所庶務係
(P6参照)

● 課税証明書の内容について

☎ 課税第一係・二係

TEL03-5662-1008・1009

● 納税証明書の内容について

☎ 収納推進係

…………… TEL03-5662-6345

特別区民税・都民税・森林環境税

コンビニエンスストアで、マイナンバーカードを利用して、課税・納税証明書を発行できます。区役所区民課・各事務所でも発行できます。本人確認ができるもの(マイナンバーカードなど)をお持ちください。1通300円の手数料がかかります。



税金

軽自動車税

区役所区民課・各事務所で納税証明書を発行できます。本人確認

ができるもの（マイナンバーカードなど）をお持ちください。1通300円の手数料がかかります（車

検用の軽自動車税納税証明書は無料）。



相談窓口

特別区税	都 税	国 税
申告・税の計算、課税証明書の内容 ⇒課税第一・二係 ☎03-5662-1008・1009	固定資産税・都市計画税など ⇒江戸川都税事務所 ☎03-3654-2151 中央4-24-19	国税庁ホームページ ⇒ https://www.nta.go.jp/
軽自動車税の課税・減免・仮ナンバー ⇒諸税係 ☎03-5662-1007	自動車税 ⇒東京都自動車税コールセンター ☎03-3525-4066	江戸川北税務署 ☎03-3683-4281 ⇒葛西事務所管内以外の方 平井1-16-11
納付方法、税の還付、納税証明書の内容 ⇒収納推進係 ☎03-5662-6345	法人の事業税・法人の都民税・個人 の事業税・事業所税 ⇒中央都税事務所 ☎03-3553-2151 中央区新富2-6-1	江戸川南税務署 ☎03-5658-9311 ⇒葛西事務所管内の方 清新町2-3-13
期限後の納付 ⇒区民課・小松川事務所管内 納税第一係 ☎03-5662-1013 ⇒小岩・東部・鹿骨事務所管内 納税第二係 ☎03-5662-6354 ⇒葛西事務所管内 納税第三係 ☎03-5662-6361		



税金